

6 **相互委託工事**は工場相互間で行うもので、設備および能力の関係で工事の一部を他工場に委託する場合に起る。通常大規模の工場が主として受注工場となる。車両部品等の製作は前記の貯蔵品製作工事で施工していったん貯蔵品に受入れ、保管転換の手続によって処理する。

7 **蓄電池工事**は従来車電区で施工していたが、昭和27年以来工場に移ったもので、車両・自動車・蓄電池車・手提灯・合図灯用の蓄電池修繕を内容とする。すなわち命脈のつきた蓄電池を分解し、極板その他付属品を取替えて新品同様のものを製作している。工程中で古極板を鉛の粉とくずに仕訳し、鑄造して極板その他の部品に再生するのが主要の目的となっているものである。10工場がこの工事を施行している。

8 **鑄物工事**は鑄物製品を生産する工事で、製品の種類には鑄鉄、鑄鋼、青銅、白メタル、アルミニウム等がある。鑄物工事は26工場中22工場が大なり小なり設備を持っているので、鑄物くずはすべてこれらの工場に集めて、くずの利用がはかられるのである。現在ではきわめて僅かの高級鑄物製品が市場から購入されている。

9 **製材工事**は購入した原木を用いて所要の柱や板類(車両用)を生産するまでの工事で、柱や板類にかなをかけ、羽目板に加工する機械作業は、製材工事には編入しないで、貯蔵品製作工事で取扱い、原価計算もその区分によって行われている。現在旭川、盛岡、土崎、新津、大井、大宮、長野、名古屋、高砂、多度津、幡生、小倉、西鹿児島工場がこの工事を施行している。

10 **間接工事**は工場施設の保守・移設および小改造、作業用器具の補修および研摩、備品の修理、誤作品の手直しあるいは代品の製作を工場直営で施工する工事で、大部分は自工場の施工であるが、ときには他工場に委託して施工する場合もある。外部の請負で施工する場合は含めない。**誤作**とはいわば仕損じの同義語で、製品が検査に合格しなかった場合、いったんは検査に合格してもつぎの工程できず(鑄物の巣の例)が発見されて不合格となった場合その作業をいうのであって、従業員の責任の有無、図面の適否等には関係なく、検査の結果不合格であればすべて誤作の扱とする。製材製品の乾燥中の割れも誤作である。ただし鑄物製品にあっては、最初の検査不合格は誤作としないで、鑄直しの材料として使用することに規定している。

以上のような各種各様の工事の取扱を処理する必要がある、工場長は各自工事取扱に関する手続を制定しなければならないと工場経理規程に規定している。工場における手続は、各工場の規模や工事の種類(蓄電池、鑄物、製材を持たない工場もある)によって多少ちがうのであるが、つぎの点については必ず規定しなければならない。

- (1) 工事命令券の作成者・様式および工事主管区分の指定
- (2) 工事計画書の作成 (3) 工事通告券の様式・発行者およびその区分の指定 (4) 工事落成手順の指定 (5) 施工券の様式の指定 (6) 雑役作業の施行手続。

工事施行の事務的処理をのべると、まず工事施行を要するときは担当箇所が**工事命令券**を作成する。これには請求者、工事件名、所要月日、予定工事費、工作番号等の必要事項が記載される。**工事番号**とは工事の整理番号であるが、同時に新工作番号を設けることは、新規の工事に着工させる命令そのものといってもよく、いかにえれば工作番号のない工事は絶対にないのであり、人工計算、材料費計算その他一連の原価計算はすべて**工作番号**によって必要の計数が整理されるのであるから、関係者全員によく知らせ、過誤をまねかないよう徹底させなければ

ならない。

工事命令券は工場長の決裁後担当課長に回付され、担当課長はそれによって**工事通告券**を発行して施工職場長に通知を出す。工事通告券は、工事命令券1件に対し少なくとも1通以上、車両製作工事のように大きな工事になると、工事に比例して発行枚数が増大するのが通例である。記載される事項は工作番号、件名(工事命令券の件名が職場別の工事に細別されたもの)、数量等である。工事命令券は複写式で、正副控の3片制が通常用いられている。工事通告券は2片制が多いようである。この両者は工事落成と同時に発行者に戻され、工事落成の通知に用いられる。

施工券は工事通告券にもとづき、職場長が技工に施行命令をするのに用いられる。施工券の様式についても工場長が規定することになっていることは前にも記したが、様式中にはつぎの事項が必要に応じ記載されなければならない。

- (1) 施工券番号 (2) 工事通告券番号 (3) 工作番号 (4) 工事件名 (5) 車両番号 (6) 施工数量 (7) 単位 (8) 指定人工 (9) 単人工の決裁番号 (10) 賃請番号 (11) 工事要領。

施工券についてこのように細目を記載するのは、項目を見てもわかるとおり3目的を持たせる必要からである。すなわち第1に施工命令であること、第2は工作番号別の工事人工計算のもととするものであり、第3は加算給支払の計算のもととするのである。第3の目的から見れば一種の金券ともなるのであって、紛失誤記等は厳重に注意されなければならないものである。工事が完了すれば製品の落成検査ののち、検査担当者の証印を押し経理担当の課に回付され、そこで集計事務が進められる。最後は一括して経理担当の課において保管するのである。(中嶋勇)

こうじかんじょう 工事勘定 国鉄の固定資産の新設・改良および取替に要する経費の計算およびこれに伴う固定資産の増加の過程を記録計算する勘定。工事勘定は会計上清算勘定と呼ばれ、工事収入と工事経費に区分されている。工事経費は固定資産の新設・増設・改良および更新に要した経費を記録整理するために設けられた勘定科目であって、直接工事費と間接工事費で構成されている。これらの工事費が固定資産の価額を構成する実際の原価である。また工事収入は建設・改良工事による施設の完成高および未完成高を固定資産に編入するとき、経費相当額を記録整理するため、見返りとして設けられた勘定科目である。この資産振替の場合には間接工事費は、予定割掛乗率(間接費乗率)をもって直接工事費に賦課されるため、現実の工事経費と工事収入の額は年度末において通例一致しない。この場合工事収入が工事経費にくらべて多額のときは**工事割掛乗率**が予定にくらべて高きに過ぎたためであり、したがって固定資産価額が過大に計上されたこととなるので、これを修正するため総括決算箇所において、この差額について貸方に未整理負債(工事)の勘定科目をもって表示し、固定資産価額を低減する措置をとるとともに、借方に工事収入を減却する措置としてその差額振替額に計上する。しかし翌事業年度における工事乗率算定の際に、その工事収入がこの金額だけ減少するように乗率を低目に設定する措置をとる。かくて2事業年度を通じて固定資産は正当額により表示されることになる。反対に工事収入が工事経費にくらべて少ないときは、固定資産価額が過少に計上されたこととなるので、借方は未整理資産(工事)として整理し、貸方には工事収入一差額振替額を計上する。この場合は翌年度において工事割掛乗率を算定する場合にその工事収入をこの金額だけ増加させるように乗率を高目に設定する措置をとる。こ